



山形県

令和
7
年度

移住世帯向け食の支援

県外から移住された方に、お米※・味噌・醤油をご提供します

※米の作況等によって、内容を変更する場合があります。



補助対象要件

主な要件

- ◆令和7年1月1日から令和7年12月31日までに県外から県内の市町村に転入したこと。
- ◆転入の前日までに「やまがた暮らし移住希望登録」に登録していること。
- ◆転入後「移住完了アンケート」に回答していること。
- ◆県内に定住する意思をもって、県外から県内の市町村に生活の本拠地及び住所を移したこと。
- ◆転勤、出向、派遣又は進学による転入ではないこと。

提供内容

- ◆米※：2人以上世帯：60kg / 世帯、単身世帯：40 kg / 世帯
- ◆味噌：2人以上世帯：3 kg / 世帯、単身世帯：2 kg / 世帯
- ◆醤油：2人以上世帯：3 ℓ / 世帯、単身世帯：2 ℓ / 世帯

※米の作況等によって、内容を変更する場合があります。

申請期限

令和8年1月30日



申請の流れ

※スマートフォンやパソコン等を利用した電子申請となります。

STEP1 移住前に「やまがた暮らし移住希望登録」に登録

右の二次元コードまたは以下URLよりお手続きください。
※山形県移住交流ポータルサイト「やまがたごち」内の登録フォームにつながります。

URL：<https://yamagata-iju.jp/soudan/ijyu-form.html>

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。



STEP2 各市町村で転入手続き

STEP3 移住後に「移住完了アンケート」に回答

STEP1「やまがた暮らし移住希望登録」へ登録完了後、自動返信される受付メールの本文にて「移住完了アンケート」のURLをお送りしますので、転入後にご回答ください。

※「やまがたe申請」での電子申請となります。

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

STEP4 申請用URL受信後、必要書類※を準備して申請

STEP3「移住完了アンケート」に回答いただいた方へ、対象となると見込まれる支援制度の申請用URLをお送りしますので、申請期限（令和8年1月30日）までに申請してください。

※「やまがたe申請」での電子申請となります。

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

※必要書類について

以下の書類の電子データ（スマートフォン等で撮影した画像やスキャンしたデータ）をご準備ください。

■以下の①②のいずれか

いずれも個人番号がないもの、かつ、申請日から3か月以内に発行されたもの

①住民票謄本の写し

②戸籍の附票謄本の写し

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

STEP5 山形県による申請内容の確認

申請順に確認を行いますので、ある程度お時間をいただきます。

確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

STEP6 交付決定

申請内容に問題がなければ、山形県より交付決定のご連絡をいたします。

STEP7 申請書に記載した住所へお届け

到着日時を指定いただくことはできません。

不在時の到着日時変更は、配送業者と直接やり取りしていただくこととなります。



【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

〒990-8570山形市松波二丁目8番1号

メールアドレス：yamagatakeniju@pref.yamagata.jp